平成２７年（フ）第２号
栃木県那須塩原市南郷屋２丁目148番地222　サンリッチスズキＢ棟102号室、住民票上の住所栃木県那須塩原市中内323番地17
債務者　小瀧　和子（旧姓石塚）
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月26日午前10時　宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第２９号
横浜市保土ケ谷区仏向町1422番地56
債務者　高田美佐江（旧姓狩野・菊地）
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０６５号
神奈川県藤沢市亀井野974番地の８　ベルピア六会第１－102
債務者　田熊　美代
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７０号
長崎県佐世保市木風町1266番地１　クレスト木風202号、前住所長崎県佐世保市天神４丁目21番16号　天神４丁目ハイツ２－１
債務者　田中　哲也
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
長崎県佐世保市白岳町263番地　長岡アパート201号、前住所長崎県佐世保市大黒町26番１号
債務者　嶋田　厚子（旧姓波多）
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第４号
愛知県豊橋市西浜町22番地６　205
債務者　村田　一正
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月13日午後１時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第９１号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林376番地14　ラフォーレ野木201号
債務者　坂入　文雄
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後１時30分　宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２７５号
千葉市若葉区貝塚町655番地１　豊和貝塚ハイツ106号
破産者　植田伊久磨
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３９６号
千葉市美浜区高浜３丁目５番13棟303号、開始決定時の住所千葉市美浜区高浜１丁目14番１棟703号
破産者　千田　茂典
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７９８号
千葉県市原市五井6391番地１　フィネス五井109
破産者　中村　寿彦
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８１３号
千葉市美浜区幸町２丁目11番19棟501号
破産者　篠村　明美（旧姓山田）
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３５４号
千葉県市原市山木1255番地２
破産者　株式会社遠藤機械工業
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５３０号
千葉県船橋市二子町502番地５　びゅうパルク下総中山605号
破産者　浅岡　順三
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６７２号
千葉県浦安市当代島２丁目21番１－302号　マンションジュノⅡ
破産者　川端　国治
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３０７号
山梨県南巨摩郡身延町下部972番地
破産者　株式会社ニュー山田ホテル
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８１９号
千葉県船橋市本中山１丁目１番９号　サンアベニュー102号
破産者　浅見　幸司
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８２９号
千葉市稲毛区宮野木町795番地１　エクセル海宝101号
破産者　小川　光雄
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８５３号
千葉県船橋市藤原３丁目32番15号
破産者　有限会社アルパオ
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係